

兵庫県公報

令和4年3月4日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

条 例	ページ
○ 情報通信技術を活用した県行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例（デジタル改革課） ……	1
○ 消費者行政活性化事業基金等設置条例の一部を改正する条例（消費生活課） ……	2
○ ボーガンの安全な使用及び適正な管理の確保に関する条例を廃止する条例（地域安全課） ……	2
○ 関連法人事業基金条例の一部を改正する条例（防災支援課） ……	2
○ 県が保有する債権の放棄に関する条例の一部を改正する条例（地域福祉課） ……	2

公布された法令のあらまし

◎情報通信技術を活用した県行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例（条例第1号）

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法の廃止及びデジタル社会形成基本法の制定に伴い、引用する法律の名称を改める等所要の整備を行うこととした。

◎消費者行政活性化事業基金等設置条例の一部を改正する条例（条例第2号）

国の地方消費者行政活性化交付金を活用して行う事業が終了したことに伴い、当該事業の資金に充てるため設置した消費者行政活性化事業基金を廃止することとし、所要の整備を行うこととした。

◎ボーガンの安全な使用及び適正な管理の確保に関する条例を廃止する条例（条例第3号）

銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正により、都道府県公安委員会の許可（以下「所持許可」という。）を受けた者が所持する場合等を除き、クロスボウの所持が禁止されるとともに、所持許可を受けた者に対するクロスボウの使用、保管等に関する規制が創設されること等を踏まえ、ボーガンの安全な使用及び適正な管理の確保に関する条例を廃止することとした。

◎関連法人事業基金条例の一部を改正する条例（条例第4号）

公益財団法人阪神・淡路大震災復興基金の解散に伴い、当該法人が実施する事業の円滑な実施を確保するため設置した阪神・淡路大震災復興事業基金を廃止することとし、所要の整備を行うこととした。

◎県が保有する債権の放棄に関する条例の一部を改正する条例（条例第5号）

阪神・淡路大震災により被害を受け、その復興対策の期間中にさらに災害救助法が適用される災害により被害を受けた者の生活の支援を図るための生活復旧資金の貸付事業に必要な資金として社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会に対して貸与した貸付金について、当該貸付金の免除に係る事務を円滑に進めることができるよう、知事が議会の議決を経ずにその返還を免除することができる貸付金に当該貸付金を追加することとした。

条 例

情報通信技術を活用した県行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第1号

情報通信技術を活用した県行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例

情報通信技術を活用した県行政の推進等に関する条例（平成16年兵庫県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成12年法律第144号）」を「デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）」に、「高度情報通信ネットワーク社会の」を「デジタル社会の」に改め、「情報通信技術」の右に「（デジタル社会形成基本法第2条に規定する情報通信技術をいう。以下同じ。）」を加える。

第12条中「身体的な条件」を「障害の有無等の心身の状態」に改め、「制約」の右に「、経済的な状況」を加

える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



消費者行政活性化事業基金等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第2号

消費者行政活性化事業基金等設置条例の一部を改正する条例

消費者行政活性化事業基金等設置条例（平成21年兵庫県条例第2号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

安心こども基金等設置条例

第1条中「、くらしの安心の確保」を削る。

別表消費者行政活性化事業基金の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



ボーガンの安全な使用及び適正な管理の確保に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

令和4年3月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第3号

ボーガンの安全な使用及び適正な管理の確保に関する条例を廃止する条例

ボーガンの安全な使用及び適正な管理の確保に関する条例（令和2年兵庫県条例第32号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年3月15日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。



関連法人事業基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第4号

関連法人事業基金条例の一部を改正する条例

関連法人事業基金条例（平成19年兵庫県条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表阪神・淡路大震災復興事業基金の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



県が保有する債権の放棄に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第5号

県が保有する債権の放棄に関する条例の一部を改正する条例

県が保有する債権の放棄に関する条例（昭和39年兵庫県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

- (13) 社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会に対して貸与した、阪神・淡路大震災により被害を受け、その復興対策の期間中にさらに災害救助法が適用される災害により被害を受けた者の生活の支援を図るための生活復旧資金の貸付事業に必要な資金

附 則

この条例は、公布の日から施行する。